

石綿対策全国連絡会議御中

平成 17 年 8 月 29 日

社団法人 日本石綿協会

石綿対策全国連絡会議要請事項に対する回答

(社) 日本石綿協会は現在、29 社 2 団体となっており、構成は、石綿の処理を行う会社 (4 社) と商社・代理店 (2 社) で残りの 23 社のうち、数社 (石綿製品の輸入・販売が主) を除き過去に石綿製品を製造した会社が会員となっております。

このような会員構成のため、(社) 日本石綿協会は、財政基盤が乏しく、協会そのものの維持が困難な状況となっております。

しかし、過去に販売した製品、使用中の製品の解体・改修における石綿によるばく露防止対策を周知させ、実行させることが当協会の使命と考え、この点に関し、種々対応を図っているのが現状です。ただし、昨今のアスベスト問題の状況に鑑み、経済産業省の協力を得ながら、当協会の事業範囲外に関しても対応できる点は対応していきたいと考えています。

従って、貴石綿対策全国連絡協議会からの要請事項に対して、回答に答えられる点と、答えられない点が多々ありますことをご了承ください。

1. 貴協会の現在及び過去に所属したことのある企業・事業所のリストを公表していただくこと。

〔回答〕本件に関し、当協会としては、公表することに支障はありませんが、過去の会員に関しては、ビジネス上の妨害にあたる可能性があり、ただちに公表することはできませんので、過去の会員に関しては、公表の同意を得た上で、進めていきたいと考えています。

なお、過去に官庁の委託研究で会社名・住所等が公表されている資料に関しては、掲載の方向で検討していきたい。

2. 貴協会加盟以外のアスベスト含有製品の輸入・製造・取扱い・使用などをしたことのある企業・事業所のリストを公表していただきたい。

〔回答〕本件に関し、当協会としては、会員以外の情報はもっていません。

上記 1. の回答と同じです。

3. 上記 1. 2. の企業・事業所に対して、過去のアスベストの種類別使用量、アスベスト含有製品の製品名・製造期間・製造量・含有率等の情報を開示するよう働きかけるとともに、貴協会として集約・公表することを検討されたい。

〔回答〕できる限り、アスベスト使用量等の情報収集に努め、集約・公表する方向で進めたい。

4. 2005年4月に貴協会が発行された「既存建築物における石綿使用の事前監理指針」中の、過去の石綿含有製品に関する情報は前述の「石綿建築材料等の製造時期一覧表」の内容拡充させたものであり、同指針の他の内容と合わせて、将来の回避可能なリスクを避けるために国民に重要な情報であり、貴協会の社会的な責任を踏まえて、現行の有償提供を無償提供とするとともに、今後、その内容の一層の充実を図られたい。

〔回答〕 財政が厳しい当協会としては、これまでにかかった費用の美費をいただいているだけで、無償提供はできません。

なお、拡充要請の「石綿建築材料等の製造時期一覧表」につきましては、鋭意努力して拡充に努め、集約・公表する方向で進めたい。

5. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、過去のアスベスト吹き付け工事の施工記録を開示するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表を検討されたい。

〔回答〕 本件は当協会の事業範囲外で、かつ既に数十年前のことでもありますので、情報収集は困難と考えますが、可能な限り、情報収集に努め、集約・公表する方向で進めたい。

6. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、アスベストおよびアスベスト含有製品の納入リストを開示するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表を検討されたい。

〔回答〕 本件は当協会の事業範囲外ですが、昨今のアスベスト問題に鑑み、可能な限り、情報収集に努め、集約・公表する方向で進めたい。

7. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、過去アスベスト曝露の可能性のある業務に従事していた労働者の総数、及びそのうちのアスベスト関連健康障害の発生件数を把握ないし、追跡調査し、その情報を開示するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表を検討されたい。その際、関連・下請会社等の労働者についても、可能な限り含められたい。

〔回答〕 本件は当協会の事業範囲外ですが、可能な限り、情報収集に努めたい。

8. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、アスベスト対策の経緯および過去に行われたすべての濃度測定結果を開示するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表を検討されたい。

〔回答〕 上記1. 2. の企業・事業所に対してのデータ収集は不可能ですが、過去に、当協会が収集したこれらのデータの公表は支障はないと考えます。しかし、これらのデータ収集にあたっては、個々の会社名は公表しないとの前提があり、過去の会員に関しては公表の同意を得る必要がありますので、この点を確認した上で、進めていきたい。

9. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、労働者のアスベスト関連健康障害に対する労災認定支援及び上積み補償制度を確立するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表することを検討されたい。その際、関連・下請会社等の労働者についての制度も明らかにされたい。

〔回答〕本件は、当協会の事業範囲外ですが、昨今のアスベスト問題に鑑み、経済産業省の協力を得て、可能な限り対応に努めていきたい。

10. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、事業所周辺のアスベスト関連健康障害の実態把握に努めるよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表することを検討されたい。

〔回答〕本件は当協会の事業範囲外であり、本件に関しては国レベルでも検討をはじめているところですので、国レベルの政策に協力して対応を図っていきたいと考えています。

11. 上記1. 2. の企業・事業所に対して、事業所周辺のアスベスト関連健康障害に対するなんらかの補償制度を確立するよう働きかけるとともに、貴協会として、集約・公表することを検討されたい。

〔回答〕本件は当協会の事業範囲外であり、本件に関しては国レベルでも検討をはじめているところですので、国レベルの政策に協力して対応を図っていきたいと考えています。

12. 労働者に対する労災補償のような法的補償制度の整備されていない、事業所周辺住民等のアスベスト関連健康障害に対する補償制度を確立するよう貴協会としてイニシアティブを発揮されたい。

〔回答〕ご説は最もと思いますが、前述しましたように、当協会は弱小協会であり、ご要請に対して応えられるかは確約できません。

しかし、経済産業省の協力を得ながら、最大限の努力は図っていきたいと考えています。

以上